

Title	雙生抄 仙台二ツ子物語：児童問題史の一資料
Author(s)	碓井, 隆次
Editor(s)	
Citation	社會問題研究. 1964, 14(1), p.30-42
Issue Date	1964-03-30
URL	http://hdl.handle.net/10466/7358
Rights	

雙生抄 仙台二ツ子物語

—— 児童問題史の一資料 ——

碓 井 隆 次

一 乳児の悲運

(1) 棄児と三つ子の法令

明治七年にはわが国最初の救貧法である「恤救規則」が公布され、貧困児童もその救済の対象となった。しかし、児童、とくに乳幼児の保護を規定したものは、これより先に二つのものが公布されている。その一は「棄児養育米給与方」（明治四年）であり、その二は「三子出産ノ貧困者へ養育料給与方」（明治六年）である。前者は棄児を養育する者に、国が年々米七年を給与するというもので、まもなく現金に換算して支給するように改正された。後者はさらに特殊なもので、貧困家庭に三つ子が生まれた場合には、国庫から一時金五円を養育料として支給するという規定である。

三者はいずれも太政官から公布されたもので、救済保護の法令として、明治・大正を経過し、昭和七年の救護法（昭和四年公布）の施行されるまで、実に六十年も続くという結果になった。このような長命の法令はまれであるが、それはこれら三者が法令として完全であったからでないのもちろんである。とくに、三ツ子養育料の規定などほとんど実効のあるものではない。三つ子の出産もきわめて例外的であるが、金五円という額も、明治

初期ならほほ米一石の価に相当するが、時代の経過とともに価値は低下する。明治の始にはこれを支給した実例もあるが、以後はほとんど空文になりおおせていたようである。この点、棄児養育米の規定の方は、はるかに実効があつたし、年米七斗と定められているから、物価の変動にもある程度応じたと思われる。とはいえ、まことに不備で、前近代的な法令が、昭和の始までのちを保つていたことは、日本国の名譽であつたとはいえない。保護の法令が、長期にわたつて放置され、下積みにされていたことにほかならない。

それにしても、成立まもない明治新政府が、何が故に「棄児」とか「三つ子」をまっ先にとりあげたのであるうか。突如としての発案であらうはずはなく、それ相当の歴史的背景があるはずである。ここに紹介しようとする「雙生抄 仙台二ツ子物語」も、徳川時代の乳児の問題をうかがうに足る一事例である。「雙生」とは「ふた子」のことであるが、このような特殊な資料も、幕末時代の乳幼児にはどのような悲運がまちもうけていたかを展望するまどにはなる。

(2) 捨子

「棄児」というむづかしい文字が法律用語として用いられるようになったのは明治になってからで、徳川時代の触^{フシ}などでは多く「捨子」と記されている。捨子の禁止、養育、防止に関する触^{フシ}が頻発しはじめたのは元祿の頃からで、徳川時代の児童保護の策は捨子から出発したといつてもよい。ただし、これは当時の五代將軍綱吉の「生類憐みの令」という動物愛護令の副産物であつたともみることができ。それはともあれ、この頃に始まつた捨子に関する触^{フシ}や達^{ツケ}は、江戸や大阪では幕末になるまで幾回となくだされている。とくに、享保や、天明や、天保の凶作のころには、生活苦を示すバロメーターであるかのように捨子が増加している。これからすると、捨子は生活苦、貧困の結果であるといえるが、同時に私生児の問題もふくまれていたようである。

生活の苦しみにせよ、不義による苦しみにせよ、望まれない乳児には、しばしば養育料をめあてとする悪質犯

罪がともなうものである。「乳児の売買」は、日本だけでなく外国でも、徳川時代だけでなく明治以後でも、しばしば社会の底辺にある犯罪である。悪徳周旋人がいて、このような乳児をやみからやみにほうむる。養育料を詐取してこどもは捨ててしまふ、捨子を養育すると称して費用だけはせしめるなどという犯罪には、幕府は嚴重な態度で臨んでいる。また、徳川時代の捨子問題の一部には部落の問題もからまつているようである。とにかく、大阪奉行などは、幕末になるまでこの複雑な問題に心を傷めている。

明治新政府がいちはやく棄児養育について令したのは、このような歴史的背景があるが、この問題については拙稿「徳川時代の捨子禁令」（社会問題研究、第七卷第三・四号、第八卷第一号）を参照されたい。

(3) 殺伐な産児制限

ここに紹介する資料は捨子と無関係ではないが、いつそう関係の深いのは産児制限の問題である。

徳川時代の初期の人口は、かなりの速度で増加したといわれる。徳川時代の中期になると、「人別改め」の名のもとに不完全ながら定期的な全国人口調査が行なわれるようになった。それには除外人口もあり、調査もれもあつて、正確なものではないが、これによると幕末までの日本の人口はほとんど増減がない停滞状態にある。それが明治を迎えるとすばらしい勢で急増の一途をたどる。

なぜ、徳川初期と明治時代の間にこのような人口停滞の時代が、はさまれたのかは簡単にきめられることではないし、原因がただ一つとはいえないであろう。しかし、人為的な産児制限が少くともその有力な一因であつたといえよう。産児制限が普及すると、たちまち人口増加の歩みにぶるもので、戦後の日本などはその好例である。

現在では「家族計画」の名のもとに産児制限がさかんに行われている。受胎調節であればよいが、妊娠中絶もさかんのように、統計に現れただけの人工死産はおびただしい数になっている。母体をそこなうばかりでなく、

いったん胎内に生を得たものを無にすることは決してよいことではない。現在の妊娠中絶は、免許のある医師の手で行われるが、徳川時代には、ずいぶんいかかわしい民間手術が広く行われたようである。幕府は「女医」（婦人科医）の取締りを令しているが、都市には「女医」を看板にして高利をむさぼる墮胎業者が繁昌していた。しかし、さらにいかかわしい方法により罪に問われたような判例もいくつか残っている。長塚節ノブの小説「土」も、その発端は、貧しい農家の主婦が自分で墮胎をして、破傷風で死亡するというもので、明治になってもこのような方法がひろく行われていたものと思う。明治新政府も、いちはやく墮胎を禁止したが、やがては刑法の内に厳然と墮胎罪をかかげた。もちろん現在の刑法にもこの罪の規定はある。

しかし、徳川時代のいま一つの産児制限法は、より直接であり、より殺伐な方法であつて、生産の子をその場で殺してしまふ方法である。山本有三の劇「嬰兒殺し」は、女子労働者が自分の出産した子を殺して罪に問われるという内容である。明治以後はいかにたよりなくても、生命を得てこの世に生まれた子を殺せば、殺人罪に問われる。徳川時代にも、もちろん殺人罪はあり、現代のそれよりはるかに峻厳である。しかし、自分の産児を殺すことは、この殺人罪の観念にはふくまれていない。

この殺伐で直接的な産児制限は、しばしば「間引き」という農業用語が用いられるように、大都市というよりはむしろ地方諸藩で多かつたようである。東北をはじめ地方諸藩では、この対策に腐心した例が多いが、幕府令ではこれにふれたものはなほだ少く、とうてい捨子禁令の比ではない。生活に迫られる農民の間では、この殺伐な方法が、ふつうのこと、誰でもすることとなつて、大した罪悪感もともなわない風習と化した地方も多かつた。こうなれば、生産の人口である百姓の数は増加しない、生産はおち、国力の問題となつてくる。為政者が「人的資源」を確保しようと努力するのは当然であつて、産めよ増せよの策がおこることになる。殺児の禁令を厳にする、人倫の立場から教諭を垂れる、多産者には養育米を給与するというような育児策があちこちにおこつてくる。

幕末の名君とか名代官といわれる人々には、この策を進めた例が多い。日本の児童保護策の一つの源流はここに求められる。このような風潮の中で、民間の篤志家や宗教家なども、教諭のすりものを刊行して、子育ての教化にほどこしをするということになる。ここに紹介しようとする「雙生抄」もその一種であるとみることができ。なお、徳川時代の墮胎、殺児、人口の問題に関しては、ぼう大な資料を集大成した高橋凡仙氏の次の二著がある。この稿もこれに依るところが多い。

日本人口史之研究（昭一六）

日本人口史之研究 第二（昭三〇）

(4) ふた子、三つ子

直接で殺伐な産児制限法が、大した罪悪感もともなわない習慣になっていったという例は、あげるにいとまがない。出産があつても近所ではすぐに祝に行かない。こんどの子は育てるということが明らかになって始めて祝に行くが、育てないときけば知らぬふりをしている。「日向」（中井竹山、草茅危言卷四）出産があると、さんばは「おきますか、もどしますか」ときく。おくといえばそのまま育てられるが、もどすとというとさんばは適当に処置をする。「仙台」（仙台昔語電狸翁夜話、二八六頁）

南と北の例を代表としてあげたのだが、こうなれば生殺の権は全く親にあつて、出生の赤子には人権はない。このようにしてこどもの数は制限されるのだが、生殺の権をにぎっている親によって、望む子、望まない子の選択が自由になってくる。受胎調節や中絶ではこのような自由選択はないが、生まれてから選ぶとなると、その社会の観念によって人口が支配されてくる。そのかなり一般的であつたと思われるのは男女の差である。男を喜ぶが女は喜ばないという思想があれば、女子人口が男子人口より少いという結果になる。事実男女人口の不そろいが顕著に現われた地方もある。同様な理由で、身体に障害のあるこども、虚弱なこどもなども、ぎせいになるこ

とが多かつたらう。

また、これ以上こどもが増えては養つて行けないという生活苦の立場ばかりでなく、その社会に通有な俗信も大きく影響してくる。齒がはえて生まれた子は「おにご」であるとか、「ひのえうま」に生まれた女子は夫を害するとか、父が四十二歳に生まれた子は親にたたるとか……このような俗信も赤子の運をきめることになつたようである。しかし、ここに問題にしたいのは、ふた子、三つ子などの複産児の運命である。いちどに二人、三人と赤子が生まれれば、たしかに生活にはこまる。しかし、単に生活の問題ばかりでなく、このような複産児は忌みきらわれ、恥とされ、いろいろの迷信がともない、そして制限の対象になることが多かつたと思われる。幕末期の諸国の育児策には、これら複産児の生まれた家に養育料を与えるものが多い。仙台藩なども、この複産児保護をしてきた藩で、このことをあたまにおいて「仙台二ツ子物語」をみていただきたい。

なお、最初に述べた「三子出産ノ貧困者へ養育料給与方」(明治六年)も、このような策の延長である。人間には乳房が二つあるからふた子までは養えるが、三つ子になると乳房が足りないから養育料を与えるというほほえましい意義づけは、徳川時代に実際にあつた。(早川八郎左衛門、久世条教)これが、明治六年のこの規定にも関係があるかと推量される。これについては、拙稿「明治六年の三子養育料給与規定」(社会福祉学、第一巻第二号)を参照されたい。

前おきが長くなつたが、これだけの心の準備があれば、「仙台二ツ子物語」もその資料的意味が明らかになるであらう。

二 要旨と注釈

「雙生抄 仙台二ツ子物語」という小冊子を大阪の古本屋でみつけたのは数年前のことである。半紙二つ折り

四枚半（九頁）で、こん色の表紙には上記のような題がしるされている。全部同一の手による肉筆であるが、なぜこのような仙台の史料が大阪まで流れてきたのか不明である。別に刊行本があつたものを誰かが筆写したのかもしれない。

全体は四節にわかれている。第一節は双生児の兄の林丙吉の書いたもの、第二節は双生児の弟の林申平の書いたもの、第三節の追加は藤塚知明の書いたもの、第四節の漢文のあとがきにはこの書の成立のいきさつが述べられている。まず、第四節のあとがきに從つて成立のいきさつをみてから、各節の要旨と注釈を記したいと思う。

(1) あとがき（第四節）

林友諒、林丙吉、林申平、林子平、遊佐翁、藤塚知明、永野屋孝八敬基と人名が出てくるが、人名事典をたよりにしらべると、いわば役者がそろつていて、この点、他の同種の教諭書とは異っている。

林子平（一七三八～一七九三年）は説くまでもなく有名である。幕末期の海防論者で、「三国通覽図説」（天明五年）、「海国兵談」（寛政三年）の著者である。この二書は大いに時人を覚醒したが、寛政四年には人心をみだすものとして幕府はその板木をうちこわし、子平をその兄である仙台藩士林友諒の家に禁錮せしめた。「親もなし、妻無し、子無し、板木なし、金もなければ、死にたくも無し」という六無の歌をつくり、六無齋と号したことは有名であるが、彼は翌寛政五年六月には失意のうちに病死してしまふ。このあとがきには「寛政五年春三月」とあるから、この書は、子平の禁錮のうち病死直前に成立したことになる。

林友諒は子平の兄で仙台藩士、子平の男兄弟はこの兄一人で、他に一人女子がある。子平はただ一人の兄の家に閉じこめられている。ところが、兄友諒には十八歳になる丙吉、申平という双生児のこどもがある。「他において弁ずること能はず」というのだから瓜二つの一卵生児であろう。「聰悟敏捷」とあるから二人とも知能優秀なのであろう。この二人の創作ではないが、とにもかくにも十八歳でこんな文を草している。

藤塚知明よしまさ（一七三七～一七九九年）は、塩釜神社の神官で、式部というのは通称である。博学多識の蔵書家と

いうかわつた神官で、交友には林子平、高山彦九郎、蒲生君平のいわゆる寛政の三奇士があり、特に林子平と親しかったという。この小冊子の編者で、子平永眠の年に、その甥である林丙吉、林申平に第一節、第二節を書かしたわけである。しかし、彼もこの後に思想上のことで訴えられ、不幸の内に寛政十一年に長逝した。

「雙生」とはふた子の意味で、ふた子をいみたり、育てなかつたりする風があるのに対して、その誤りであることを教諭するのがこの冊子の目的である。現に立派に成育している藩士の家のふた子に書かせて、それを実証しようとしたものである。仙台藩は育児策を最も強く進めた藩の一つである。それだけに産児を育てない風習があつたものと考えられる。一産多子の場合には養育料を下賜することが明治になるまで続いたという。

なお、このあとがきの後半には、遊佐翁が著した「雙生抄」という書物があつたときが、これは災にあつて書店で亡び、自分はそれを読んでいない旨が記してあるが、遊佐翁とは仙台藩の儒者遊佐木齋ユサボクサイ（一六五八～一七三四年）である。木齋は山崎闇齋に師事した人で、享保三年九月にこの書を現わしている。これは亡んだのではなく現存し、随筆文学選集第三に収められている。仙台藩には、このように古くからふた子に関する書物があつただけ、その養育が問題とされていたのであろう。（高橋凡仙、日本人口史之研究、第二、一一一頁以下参照）

いわば、第二号のふた子の書であるこの「雙生抄」は仙台原町の永野屋孝八敬基の依頼によって藤塚知明が編集し、おそらく敬基が出資して刊行頒布されたものであろう。

(2) 第一節（雙生兄、林丙吉書）

〔要旨〕 人国記という書物には、陸奥の国では、子をぶつかへすということがあつて、三人子供が生まれると、それ以後の子供は父母が絞り殺すが、人もこれをあやしまない、まことに野蛮な風習であると記されている。動物でも自分の子をなめて可愛がるのに、自分の子を殺すのは人の道に反した風である。僻地の無学な民は、ふた

子、三つ子を産む者があると「畜生ばらみ」とあざけり、産婦もそれを恥として、ふたたびそのようなことにならないまいとして、ふた子を道路にさらすなども聞いている。これは人道を害し、天賜にさかろうことである。史書をひもどけば、ふた子三つ子が生まれると米穀や衣類や乳母を賜った例が多い。(例省略) このような古例を知らない輩が、ひたすら恥と考へ、人道を忘れ、その子を害するが、天罰をまぬかれまいであろう。この上なく悲しむべきこと、痛むべきことである。

〔注釈〕 人国記ジヨウキ——日本諸国の人情風俗を記したもので、著者は不詳、徳川時代に刊行されしばしば引用されている。戦国時代にできたものと考えられている。

ぶつかへす——「ぶつ」は接頭辞、「かへす」は「もどす」とともに広く用いられた産児を殺す意。陸奥とあるが、東北地方は徳川時代になつてもこの風習のもつともひどかつた地方である。

畜生ばらみ——動物が一産多子なのたとえ。他にもこのような悪口はあるかと思うが、複産児の原因に関する迷信は多い。例えば、ふたごの茄子、ふたごの栗を食べるとふた子が産まれる(俚諺辞典)、ふた子を産んだ女と同じ釜の飯を食べるとふた子が産まれる、ふた子は姦通の結果……など。

雙子フタゴを嚮チヤクにさらす——この他にも、いろいろの俗信があるが、恥じ恐れてふみ殺すとか、さんばに殺させるといふ習俗はかなり広がったようである。単に二人の子が産まれると生活に困るといふのでなく、そこにはふた子を忌むといふ俗信があつた。

米穀絶綿乳人を賜はる——「三つ子はめでたい」(俚諺辞典)といふ俗信は古くからあつたようである。ここには三例があげられているが、「民政史稿賑恤救済篇」には二一例、米山千代子氏「多生児の記録」(医譚、昭三五・九)では飛鳥・奈良・平安の三朝にわたる三六例が収録されている。

(3) 第二節(雙生弟、林申平書)

〔要旨〕 漢土にも多産児の記録が多いから抄出にたえない。王公尊貴にも例があり、三つ子を生んで米を賜った例もある。また、三つ子が生まれるのは太平をつかさどるとされている。このようにめでたいしるしであることを知らず、それを辱め、また恥とするのは、無知のためである。「畜生はらみ」などの汚名はやめて「王公はらみ」と自負すべきである。

〔注釈〕 目出度き兆——三つ子をめでたいとするのは漢土から伝わったものか？

(3) 追加(藤塚知明)

〔要旨〕 四十二歳の子は親にたたとって育てない者が多いが、これは和漢にためしのない俗説である。漢の孟嘗君文は五月五日に生まれた。この日に生まれた者を忌む風があったので、母はかくして育てたが、長じて父子ともに名高く幸福であった。四十二を忌むのは、和訓で中略すると「シニ」になるからであるが、四十二を「ヨソニ」と読めば災厄をよそにまぬかれることになる。自分は四十二歳のとき子ができたが、育てた。隣の同年の者も自分にならって育てた。十年になるがわざわざいいはない。たわむれに「四十二」をもじった歌をつくって贈った。

〔注釈〕 四十二歳の子——四十二歳を厄年とし、そのとき生まれた子を忌む習俗はかなり広い。しかし、一方には「四十二の二つ子」と称して、四十一歳で生まれた子を忌む風もある。父四十二歳のときは子は二歳、合計すれば四十四で、「シ(死)」が二つ重なるからよくないとする。このような子は一応儀礼的に捨子をしてから育てる風もあった。しかし、子を育てない風がある場合には、このような厄にあたる子は、実際に捨てられたり、殺されたりしたことが多かったろう。

三 資料の全文

以下の全文の読解、原稿の整理は、本学池田敬正氏の特別なご好意によつた。ここに感謝の意を表する。

雙 生 抄

仙台

ニツ子物語

雙 生 説

人国記といへる野史に、陸奥国風俗を説曰、近比迄民家に子をぶつかへすと云事ありて、産子三乳三乳子に至りぬれば、父母其後の子を絞シり殺す。人も是をあやしまず、父母も亦恬然として惻色なし、其不仁なる事コト実コトに夷狄の風なりと書り。鶏犬すら尙其子を育し、人の至れるさへ子のために禦シく。況や人として己が子絞シり殺すの心あらんや。たま（徳）く自の死に代へて密に子を殺すわざをや有けん、からる過（む）を国の風俗とだりに書つゞり、一犬の壺（徳）に萬犬の実に吠伝ふるの類なるへし。今や 仁君上（か）にましまし、徳風蒼生をのべにし論（サト）すをまたず、老を養ひ、幼を育、然れ共、辺塞寒郷の民、書をみる者稀にして、たま（カ）く一度に二子三子を産る者有ば、畜生ばらみと誹（シ）謗（シ）笑（シ）ふ、産婦も甚恥とし、再たび如（シ）此の懷孕（マ）なからん厭法（マ）とて、雙子を衢（チ）にさらすなど、まま風説に伝ふ。悲しむに不勝、嗚呼、人道を害し、天賜に逆等（サカ）と云へし、 皇朝の古しへ雙生の者に米穀絶（絶）并に乳人を賜はり、其養育を助け給ふ夏、史書に載たり、嘗雙子の事は、神代諸冊（ヤマト）二尊、国を生給ふ中に、徳隱岐洲と佐渡洲とを雙生給ふ。人二子産はここにかたどると日本記に記れ、之久しき言なん。景行天皇播磨の稻目太郎姫を皇后となし給へて、雙子を産給ふ、長を大碓尊、次を小碓尊、則日本武尊にてまします熱田大明神又白鳥神社なり。文武天皇四年十一月、大和国葛上郡鴨君、一産にして二男を生む。慶雲三年二月、山城国

相楽郡鴨首形名、三産六児あり、初産の雙子二男に、詔て大舎人になし給ふなど、六国史の徵采（アケル 挙の古字）に違あらず、其大略を抄出せるのみ。又東鑑に、貞応二年九月五日鎌倉横町に三子を産る女有り、印倉より衣食を賜、例により、二品国の雑色三人を着て、各々可養育の旨、仰含らる。其上母に衣食を可被三下打と云々。かかる古例も弁へぬ輩、偏に恥とし、人道を忘れ、子を害せるは、其父母も天誅をまぬかるまじや。悲しみても悲し、痛ても痛むべき事ならずや。

応藤塚氏需

戀生児
仙台林 丙吉書

漢土戀生の挙、なを多端にして抄出にたへず、其内王公尊貴の一二を記す。殷王祖甲は一産二子、兄を暱と云、弟を良と云。許の莊公も一度に二女を生、長を妹と云、次を筏と云。漢大將軍霍光妻二子を産む、前に生るゝを兄とし、後を弟と定るの説あり。明の呉守倉が妻牛氏一産に三男を生、米を賜はりてこれを贖すと。何れも瑯琊代醉に出たり。又玄珠密語に云、人生三子一、主三太平。かゝる日出度兆をしらず、見る人辱しめ、産者を恥とす、弘く都会の説語を不聞、又書をも不見の誤りなり。依而此雙紙を見ん人、今日より畜生孕の汚名を遁れ、王公はらみと自負せよと、戀生を産る婦人に努力なす事しかり。

応藤塚氏需

戀生弟
仙台林 申平書

追加

世に四十二歳の子は親にたゝると云、もて不生育者多し、和漢ためしなき俗説なり。然し史記に漢の孟嘗君文五月五日に生る。此日生るゝ者を忌む、故に其母かくして挙生ず、長となりて父嬰に見得しむ、父怒る、文曰、

いかなれば怒給ふにや、嬰日、五月五日の子長して戸とひとしきに至りぬれば、其父母利しからずと、文曰、人命を天に受るや戸に受るや、戸に受たらんには戸を高くなすへし、父黙せりと。此父子其後名高く、共に幸を得たり。誠に賞すべし。今四十二を忌るは、思ふに四十二の和訓中略して死と同じければにや、又四十二ノ歳厄といへるも、素問に云へる厄年にあらず、忌に不及。和訓中略せずしてますぐに四十二をよそにと訓じ、災厄をよそにまぬかるゝにて伝禍為福ならん。予四十二歳にして子を産。これを拳す。隣家同歳の者も余に倣ふて同じく育す。悦に勝へず。戯れに寿ほぎの歌を贈りぬ。今に至るに十とせ余、災なし。可_レ察、可_レ思。

老幸や四十二きはふ子もたりと

告れば四十二も同じ子もたりと

安永丙申歳、我藩士林友諒一座ニ男。長曰三丙吉、次申平、壯貌於_テ他不能_レ弁。今茲十八歳、聰悟敏捷、則予善友林子平姪也。因乞_ニ其書。以教_ニ知_ニ現_ニ有_ニ變生之在_ニ矣。

曾聞、先_ニ是有_ニ變生抄、游佐翁所_ニ編著_ニ也。罹_レ災亡_ニ於書肆、予雖_レ未_レ見_ニ其書、_{（著）}應_ニ敬基需、着_ニ述_ニ之、變生之教諭、又足_ニ于此_ニ歟。必為_ニ襲説、勿_ニ詼笑_ニ。

寛政五年春三月

塩竈藤塚式部源知明述

仙台原町永野屋孝八敬基印施